入札参加資格申請書記載事項変更届　添付書類一覧

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜　県　外　工　事　＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

提出書類 ＼ 変更事項	許可番号・商号・名称	所在地・電話 ※1 ※2	代表者・受任者氏名 ※3 ※4	入札参加資格の登録を受けた業種取り下げ ※5	入札参加資格の登録先の変更（本店 ↓ 支店・営業所へ委任 等） ※6	役員等の変更により佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に資本又は人事面に深い関係のある建設業又は建設関連業を営む会社に変更がある場合 ※7	メールアドレス	佐賀県内に営業所・事業所 設置	佐賀県内に営業所・事業所 廃止	佐賀県内に営業所・事業所 雇用人数変更 ※8	建設業許可定期更新	経営事項審査結果	専任技術者
入札参加資格申請記載事項変更届	●										届出不要	届出不要	届出不要
添付書類 ① **建設業許可変更届（様式22号の2）**の写し ◇地方整備局等の受付印があるもの	● ②又は③を提出する場合は不要			▲ 許可変更等により取下げる場合	▲ 新設した支店等に委任する場合	－	－	▲ 新設した支店等に委任する場合	－	－			
② **承継承認通知書**	▲ 承継の場合			－	－	－	－	－	－	－			
③ **建設業許可通知書**の写し、または**許可証明書**	▲ 許可換え、許可切れによる新規許可の場合			－	－	－	－	－	－	－			
④ **廃業届（様式22号の4）**の写し ◇地方整備局等の受付印があるもの	－	－	－	▲ 廃業により取下げる場合	－	－	－	－	－	－			
⑤ **建設業許可申請書 営業所一覧(別紙ニ(２))**の写し等（営業所の許可業種がわかるもの）	－	－	－	－	● 支店等→本店へ変更の場合は不要	－	－	－	－	－			
⑥ **法人設立・設置届**の写し等 ◇公的機関の受付印があるもの	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－			
⑦ **出資状況等に関する調査票**	－	－	▲ 出資状況等に変更がある場合	－	－	▲	－	－	－	－			
⑧ **委任状(指定様式)** ◇本店→支店・営業所に委任している 等	－	－	● 受任者が変更する場合	－	● 支店等→本店へ変更の場合は不要	－	－	▲ 新設した支店等に委任する場合	－	－			
⑨ **委任状（任意様式）** ◇行政書士へ委任している場合	▲ 行政書士が届出を行う場合												

●：提出必須　▲：場合により提出　－：提出不要

⚠入札参加資格において、随時の申請や業種の追加はできません。

入札参加資格の新規申請、若しくは業種追加は、次回の審査受付の際に申請ください。

※１　郵便番号が変更になる場合も記載事項変更届へ記載ください。

※２　支店等に委任している場合で、本店の所在地が他都道府県へ変更（例：東京都→神奈川県など）となった場合は届出が必要です。
ただし、支店等に委任している場合で、本店の所在地が同一都道府県内の変更（例：東京都中央区→東京都渋谷区など）や本店の電話番号の変更の場合は届出不要です。

※３　代表者の役職名のみの変更の場合は、届出不要です。

※４　支店等に委任している場合で、本店の代表者が変更となる場合は届出不要です。

※５　許可変更等や廃業以外で取下げする場合は添付書類は不要です。必要事項を記載した記載事項変更届のみをご提出ください。

入札参加資格申請書記載事項変更届　添付書類一覧

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜　県　外　工　事　＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

※６　委任先を変更する場合、変更先にすべての入札参加資格を引継げない場合があります。
例：九州支店から佐賀営業所へ委任先を変更する場合

＜旧委任先：九州支店＞
入札参加資格 業種
（土）（管）（電）（水）

委任先
変更

＜新委任先：佐賀営業所＞
建設業許可 業種
（土）（管）

この場合、
佐賀営業所では（電）（水）の建設業許可を
有していないため、引継げず、**取下げ**となります。

※７　「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま、同族会社の関係にある建設業または建設関連業を営む会社が同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置対象となる場合があります。

※８　雇用人数を変更した場合は、県内外どちらに住民票があるか、内訳を記載ください。

＜補足＞
- ■ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を利用されている場合は、添付書類①～④の代わりに、JCIP電子申請システムの画面（当該変更届の進捗状況がわかるもの）を出力したものの添付をお願いします。
- ■ 企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へご相談ください。
- ■ 変更の反映については、基本的には必要書類が揃い次第となりますが、県発注工事等における入札や契約に関し、早急に入札参加資格情報の変更が必要な場合は、建設・技術課へご相談ください。
- ■ 入札参加資格を一度取下げした業種は、次回の定期審査受付まで、再度申請はできませんのでご注意ください。